

令和 5 年 6 月 5 日

大都市制度・行財政改革特別委員会

市民部市民協働・地域政策課
区再編推進事業本部

区再編と住民自治について

◆配付資料◆

- 資料 1 : 区協議会の運用について
- 資料 2 : 【2 規則以下】行政区再編協議（区協議会の設置に関する条例等の
主な規定事項）に係る質問項目
（令和 4 年 9 月 5 日特別委員会資料改）
- 参 考 : 特別委員会協議スケジュール
（令和 5 年 5 月 26 日特別委員会資料 別紙 1）

区協議会の運用について

1 代表会の運用

(1) 権限・責務

- ア 区協議会の運営に関する事項を調整
- イ 諮問、協議、報告事項を審議
 - ・ 諮問、協議、報告事項を審議し、市へ意見を提出する
 - ・ 市からの回答について、地域分科会へ報告する
- ウ 諮問、協議、報告事項を付託
 - ・ 必要があると認める事項について、地域分科会へ付託して審議させることができる
 - ・ 付託した事項について、地域分科会からの意見をまとめて市へ提出する
 - ・ 市からの回答について、地域分科会へ報告する

(2) 年間スケジュール

- ア 令和5年度まで（必要があれば開催）
 - ・ 諮問、協議、報告事項は全て地域分科会へ付託
- イ 令和6年度から（4回／年）
 - ・ 議案を提案する時期に合わせて開催（5月（9月議会案件）、7月（11月議会案件）、10月（2月議会案件）、2月（5月議会案件））
 - ・ 諮問事項について、代表会委員から意見がない場合は即日答申とし、意見があった場合は書面で翌月に答申する

(3) 案件

区域全体に関する事項を議論

- ・ A（諮問）公の施設の設置又は廃止など（随時）
- ・ B（協議）条例や計画のパブリックコメントなど（随時）
- ・ C（報告）区政運営方針への提案（2月）、報告（5月）
- ・ D（報告）区協議会からの意見・要望付き答申への対応状況など（随時）

※開催スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
代表会		A・B・ C・D		A・B・ D			A・B・ D				A・B・ C・D	

(4) 委員構成

- ・ 中央区代表会の委員8人は、中・東・西・南区地域分科会の会長、副会長で構成
- ・ 浜名区代表会の委員8人は、浜北・北地域分科会の会長、副会長に加え、各地域分科会から2人ずつ選出して構成（地域性に配慮して選出）
- ・ 天竜区協議会は、代表会と地域分科会を一体で運営し、その運営は地域分科会の規定を準用する

2 地域分科会の運用

(1) 権限・責務

ア 地域づくりに関する事項を審議

- ・ 地区コミュニティ協議会や地域分科会の委員から提出された提案、意見、要望について審議する
- ・ 必要があると認める事項について、市へ提出することができる
- ・ 市からの回答について、地区コミュニティ協議会へ報告する

イ 代表会から付託された、市の諮問、協議、報告事項を審議

- ・ 代表会から付託された事項について審議し、代表会に意見を提出する

(2) 年間スケジュール

ア 令和5年度まで（12回程度／年）

- ・ 地域課題をはじめ、代表会から付託された諮問、協議、報告事項を議論
- ・ 令和6年度からは市の諮問、協議、報告事項を少なくし、地域課題の議論を充実

イ 令和6年度から（12回程度／年）

- ・ 地区コミュニティ協議会から寄せられた地域課題を中心に議論
- ・ 代表会から付託された地域性の強い諮問、協議、報告事項を議論

(3) 案件

所掌区域に関する事項を議論

- ・ E 地域課題の議論（通年）
- ・ F（諮問）区役所の予算編成（所掌区域のみ）の諮問、答申、結果
(9月・10月・2月)
- ・ G（協議）地域力向上事業（助成事業）の提案、事後評価（2月ほか・5月）
- ・ H（協議）地域力向上事業（助成事業以外）の提案（4月ほか）

※開催スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
代表会		A・B・ C・D		A・B・ D			A・B・ D				A・B・ C・D	
地域 分科会	E・H	E・G (A・B)	E	E (A・B)	E	E・F	E・F (A・B)	E	E	E	E・F・G (A・B)	E

(4) 委員構成

ア 委員の区分

(ア) 団体推薦委員

地区コミュニティ協議会、自治会、シニアクラブ、民生委員、PTA、子ども会、消防団、水防団、地区社会福祉協議会、体育振興会、青少年健全育成会、NPO、ボランティア団体など

(イ) 公募委員

地域のまちづくりに関心を持っていて、広い視野で意見を述べられる方

(ウ) 直接指名委員

学識経験者など

イ 委員の定数

(ア) 令和5年12月31日まで

中区協議会	東区協議会	西区協議会	南区協議会	北区協議会	浜北区協議会	天竜区協議会
20人	20人	25人	20人	25人	20人	25人

(イ) 令和6年1月1日から令和8年3月31日まで

中央区協議会				浜名区協議会		天竜区協議会
中地域分科会	東地域分科会	西地域分科会	南地域分科会	北地域分科会	浜北地域分科会	
25人	20人	25人	20人	20人	20人	25人

- ・北区協議会における三方原地区選出委員（5人）については、令和6年1月以降は中地域分科会の委員とする

(ウ) 令和8年4月1日から

中央区協議会				浜名区協議会		天竜区協議会
中地域分科会	東地域分科会	西地域分科会	南地域分科会	北地域分科会	浜北地域分科会	
20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人

- ・各地域分科会委員からなる推薦会を設置し、委員の推薦を行う
- ・地区コミュニティ協議会が設置された場合は、その代表者が地域分科会の委員となる
- ・地区コミュニティ協議会が設置されなかった場合は、各地域分科会の推薦会において、地域性に配慮し委員を決定する

【2規則以下】行政区再編協議（区協議会の設置に関する条例等の主な規定事項）に係る質問項目

No.	質問項目		質問内容	回答
	規定先	規定事項		
2-1	2 規則以下	区協議会委員の選任方法	- 当局案「委員の選出母体・」は削除。地区コミ協の構成委員の参考に留めること。	・委員の選出母体の規定は、規則以下で規定します ※対応済(資料1:2(4))
2-2	2 規則以下	区協議会委員の選任方法	- 地域分科会からの代表となる代表委員の選任については、特定の地域事情にこだわらない視野の広さと公平性を備えているかどうかが重要であると思われ人選には配慮が必要	・11月以降の運用事項の確認の中で協議してまいります ※各地域分科会の会長、副会長を選出。加えて浜名区協議会は地域性に配慮(資料1:1(4))
2-3	2 規則以下	区協議会の運営	- 区協議会の委員の報酬は、どのように考えているのか？	・「浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例」に基づき支給します ※回答済(資料1:-)
2-4	2 規則以下	区協議会の運営	- 旧区単位の地域課題（防災・消防・福祉・環境・土木・教育・子育てなど）の記載があったが、区費以外のものばかりで、どの会議体で、事業費はどこでどのように予算化するのかを実行出来るよう提示して頂きたい	・11月以降の運用事項の確認の中で協議してまいります ※区予算の地域力向上事業にて対応(資料1:2(3))
2-5	2 規則以下	区協議会の運営	- 代表会から地域分科会に付託する際の説明は当局が行うのか？当局が説明するとすれば、説明が二度手間にならないか？/2-①は直接地域分科会へ伸びたほうがいいのでは？	・付託案件の概要説明は、代表会場で協議会を所管する区の職員が行い、詳細説明は、地域分科会場で事業所管課の職員が行います ※回答済(資料1:-) ・11月以降の運用事項の確認の中で協議してまいります ※代表会は、必要があると認める事項について、地域分科会へ付託し審議させることができる(資料1:1(2)) ※所掌区域に関する事項は地域分科会で議論(資料1:2(3))
2-6	2 規則以下	区協議会の運営	- 諮問案件が代表会から付託された場合、その説明等については誰が説明を行うのか？	・No.2-5と同様です ※回答済(資料1:-)

【2規則以下】行政区再編協議（区協議会の設置に関する条例等の主な規定事項）に係る質問項目

No.	質問項目		質問内容	回答
	規定先	規定事項		
2-7	2 規則以下	区協議会の運営	- 代表会は、必要な場合のみ開催、年4回程度という認識でいいか？ 区協議会の基本は、地域分科会であるという認識でいいか？	・その通りです ※回答済（資料1：1（2）、2）
2-8	2 規則以下	区協議会の運営	- 地域分科会は区協の要となる。代表会から市の諮問案件・報告案件を付託されることになるが、報告案件については、出来るだけ資料配布にとどめておき、地域コミュニティからの案件や地域の案件に関する協議・審議事項に重点とするものとして頂きたい。／また市からの諮問についても、市全体に関する部分の説明が長く、これを地域に係る部分を明確・簡潔にするよう工夫すべきである。	・11月以降の運用事項の確認の中で協議してまいります ※代表会は、必要があると認める事項について、地域分科会へ付託し審議させることができる（資料1：2（1）） ※所掌区域に関する事項は地域分科会で議論（資料1：2（3）） ※諮問・協議事項は、委員から意見をいただきたい内容を明確にして、資料作成や説明を行う（資料1： - ）
2-9	2 規則以下	区協議会の運営	- 代表会から審議を付託された事項については、地区コミュニティ協議会の意見を聞くべきと考える。	・地区コミュニティ協議会の代表者が地域分科会の委員となって参加し意見を交わします ※回答済（資料1：2（4）） ・事前配布資料により、地域の声を聞いて会議に出席いただくことを想定しています ※回答済（資料1： - ）
2-10	2 規則以下	区協議会の運営	- 市が地区コミュニティ協議会に対し、「必要な支援を講じること」とは、どのようなものを想定しているのか？	・運営に係る事務経費などの予算措置やコミュニティ担当職員によるサポートといった人的支援を想定したものです ・11月以降の運用事項の確認の中で協議してまいります ※7月の地区コミュニティ協議会の運用にて議論
2-11	2 規則以下	区協議会の運営	- 5年～10年で条例の見直し規定を盛り込むべきである。できなければ規則等に盛り込むべきである。	・法である条例は、枠組みや根幹といった不変的なものを定めます ・仕組みや運用については、不断の見直しの中で、不具合が生じれば直ちに見直しが必要であると考えます ・見直し規定については、法や他の条例と整合を図るなかで検討してまいります ※回答済（資料1： - ）
2-12	2 規則以下	区協議会の運営	- 基本構成図を参考別表で規則等に添付できないか。	・普段からの意識づけを図るため、市民や職員が携行するマニュアル等に、基本構成図を添付してまいります ※回答済（資料1： - ）

特別委員会協議スケジュール

令和5年2月議会で可決した「浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部改正」を踏まえ、令和6年1月までに運用面において明確にすべき事項について協議する。協議した内容は、規則などの文案として令和5年9月に委員会へ報告する。

月	協議項目	確認項目
6月	区協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆代表会の運用 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 権限・責務 <input type="checkbox"/> 年間スケジュール（諮問～回答までの流れ） <input type="checkbox"/> 案件（区の予算、条例改正、施設の廃止など） <input type="checkbox"/> 委員構成（地域分科会の正副会長など） ◆地域分科会の運用 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 権限・責務 <input type="checkbox"/> 年間スケジュール（協議・報告、提案・要望～回答までの流れ） <input type="checkbox"/> 案件（パブリックコメント案件、委員からの提案・要望など） <input type="checkbox"/> 委員構成（選出母体、公募、直接指名）
7月	地区コミュニティ協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区コミュニティ協議会の運用 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 機能・役割 <input type="checkbox"/> 年間スケジュール <input type="checkbox"/> 案件 <input type="checkbox"/> 予算（事務経費、会場経費、事業費） ◆認定要件 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 区域（地区自治会連合会の単位） <input type="checkbox"/> 構成団体（地区自治会連合会など） <input type="checkbox"/> その他（規約への規定事項、活動区域の全ての住民参加など）
8月	コミュニティ担当職員の役割	<ul style="list-style-type: none"> ◆コミュニティ担当職員の役割 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 通常業務（会合への出席など） <input type="checkbox"/> 地区コミュニティ協議会（設立サポートなど） <input type="checkbox"/> 地域分科会（委員の発言サポートなど） <input type="checkbox"/> 代表会（委員の発言サポートなど）
8・9月	区協議会・市自治会連合会への説明	-
9月	文案報告	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> マニュアル
10月	文案確定・公布	-

※回数については、継続協議の内容を重視するとともに、議会の日程及び当局の業務・催し等の日程などを考慮する。